

令和3年第6回宮崎市議会（9月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	31件
報告	12件
合計	43件

2 内訳

(1) 議案（31件）

- ①令和2年度決算の認定等（16件） ⇒ 議案第138号～議案第153号
- ②令和3年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第154号
- ③令和3年度補正予算案（2件） ⇒ 議案第155号・議案第156号
- ④工事請負契約の締結（2件） ⇒ 議案第157号・議案第158号
- ⑤特定事業契約の締結（1件） ⇒ 議案第159号
- ⑥公立大学法人宮崎公立大学の料金の上限の変更の認可（1件） ⇒ 議案第160号
- ⑦反訴の提起（1件） ⇒ 議案第161号
- ⑧条例案（7件） ⇒ 議案第162号～議案第168号

(2) 報告（12件）

- ①内部統制評価報告（1件） ⇒ 報告第26号
- ②継続費精算報告（2件） ⇒ 報告第27号・報告第28号
- ③健全化判断比率の報告（1件） ⇒ 報告第29号
- ④資金不足比率の報告（1件） ⇒ 報告第30号
- ⑤経営状況の報告（4件） ⇒ 報告第31号～報告第34号
- ⑥公立大学法人の年度業務実績評価結果の報告（1件） ⇒ 報告第35号
- ⑦専決処分の報告（2件） ⇒ 報告第36号・報告第37号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

3 議案の概要

議案第138号から議案第153号まで 令和2年度決算の認定等（16件）

議案第138号 令和2年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2,247億1,860万2,604円
歳出総額	2,187億3,247万239円
歳入歳出差引額	59億8,613万2,365円
繰越額	29億485万7,153円（継続費逡次繰越、繰越明許費）
実質収支額	30億8,127万5,212円
基金繰入額	17億円
差引	13億8,127万5,212円

議案第139号 令和2年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	17億1,585万698円
歳出総額	15億9,753万9,978円
歳入歳出差引額	1億1,831万720円
繰越額	2,640万426円（繰越明許費）
実質収支額	9,191万294円
基金繰入額	9,191万294円
差引	0円

議案第140号 令和2年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	414億5,571万9,295円
歳出総額	413億2,681万5,473円
歳入歳出差引額	1億2,890万3,822円
繰越額	1,577万4,000円（繰越明許費）
実質収支額	1億1,312万9,822円
基金繰入額	6,000万円
差引	5,312万9,822円

議案第141号 令和2年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	51億1,074万7,516円
歳出総額	50億9,352万7,411円
歳入歳出差引額	1,722万105円
繰越額	260万5,900円 (繰越明許費)
実質収支額	1,461万4,205円

議案第142号 令和2年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億8,089万1,004円
歳出総額	2億8,087万434円
歳入歳出差引額	2万570円
繰越額	0円
実質収支額	2万570円
基金繰入額	2万570円
差引	0円

議案第143号 令和2年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	6億8,694万9,083円
歳出総額	6億8,694万9,083円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第144号 令和2年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	5,078万7,467円
歳出総額	2,418万4,068円
歳入歳出差引額	2,660万3,399円
繰越額	0円
実質収支額	2,660万3,399円

議案第145号 令和2年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	356億 142万6,788円
歳出総額	349億5,830万4,248円
歳入歳出差引額	6億4,312万2,540円
繰越額	0円
実質収支額	6億4,312万2,540円
基金繰入額	3億2,251万6,874円
差引	3億2,060万5,666円

議案第146号 令和2年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	3億8,877万7,257円
歳出総額	3億8,598万 443円
歳入歳出差引額	279万6,814円
繰越額	0円
実質収支額	279万6,814円

議案第147号 令和2年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	6億4,600万8,414円
歳出総額	5億7,492万7,568円
歳入歳出差引額	7,108万 846円
繰越額	1万9,562円 (繰越明許費)
実質収支額	7,106万1,284円

議案第148号 令和2年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	193億7,022万8,387円
歳出総額	193億7,022万8,387円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第149号 令和2年度宮崎市水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度宮崎市水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和2年度宮崎市水道事業会計未処分利益剰余金のうち979,957,055円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	79億7,983万1,154円
収益的支出	77億9,756万24円
差引	1億8,227万1,130円
消費税等差引額	3億406万188円
当年度純損失金額	1億2,178万9,058円
前年度繰越利益剰余金	11億174万6,113円
繰越利益剰余金	9億7,995万7,055円

議案第150号 令和2年度宮崎市工業用水道事業会計剰余金の処分及び積立金の目的外使用並びに令和2年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分及び積立金の目的外使用

令和2年度宮崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金のうち2,021,690円を建設改良積立金に積み立て、令和2年度宮崎市工業用水道事業会計利益積立金14,980,755円を取り崩し、同額を建設改良積立金に組み替える。

◇決算額

収益的収入	1,762万4,655円
収益的支出	1,353万221円
差引	409万4,434円
消費税等差引額	207万2,744円
当年度純利益金額	202万1,690円

議案第151号 令和2年度宮崎市公共下水道事業会計剰余金の処分及び令和2年度宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和2年度宮崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金のうち114,032,908円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	107億3,496万364円
収益的支出	103億9,153万5,481円
差引	3億4,342万4,883円
消費税等差引額	2億2,939万1,975円
当年度純利益金額	1億1,403万2,908円

議案第152号 令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について

【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち22,632,273円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	6億5,887万1,057円
収益的支出	6億3,507万193円
差引	2,380万864円
消費税等差引額	116万8,591円
当年度純利益金額	2,263万2,273円

議案第153号 令和2年度宮崎市田野病院事業会計決算の認定について

【保健医療課】

◇決算額

収益的収入	10億7,757万2,544円
収益的支出	10億7,390万7,010円
差引	366万5,534円
消費税等差引額	1万554円
当年度純利益金額	365万4,980円
前年度繰越欠損金	12億1,410万3,642円
繰越欠損金	12億1,044万8,662円

議案第154号 「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第7号）」の専決処分について
【財政課（商業政策課）】

◇概要

県の営業時間短縮要請に応じた市内の飲食店等に対する感染症拡大防止協力金支給のための経費について予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和3年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第154号）」のとおり

議案第155号及び議案第156号 令和3年度補正予算案（2件）

《一般会計》

議案第155号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第8号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第156号 令和3年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和3年度9月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

高松橋改修工事（1工区但し支承交換工）

◇工事概要

- 1 工事内容 橋脚2箇所（P1及びP2）の支承交換工 計6基
- 2 工事場所 宮崎市鶴島3丁目
- 3 完成期限 令和4年3月31日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

253,000,000円

◇契約の相手方

オリエンタル白石・大和開発・ダイニチ開発特定建設工事共同企業体

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

新町停車場線（新町橋）旧橋撤去工事

◇工事概要

- 1 工事内容 旧橋撤去工：上部工撤去 長さ147.0m
下部工撤去 計8基
新設橋台基礎工：場所打杭基礎 直径1,500mm 計15本
- 2 工事場所 宮崎市清武町新町
- 3 完成期限 令和4年5月31日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

297,872,300円

◇契約の相手方

吉原・九建工業・九建特定建設工事共同企業体

◇提案理由

特定事業契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の目的

宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業

◇事業概要

- 1 主な内容 本事業を実施する事業者が、PFI-BT方式により既存6団地（計176戸）における入居者の移転支援、解体設計及び解体工事並びに新町・追手団地（70戸RC造）の基本設計、実施設計、本体建設工事等の業務を行うもの。
- 2 契約期間 事業契約の締結日（議決日）から令和7年6月30日まで

◇契約の方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

◇契約の金額

1,209,670,000円

◇契約の相手方

戸高グループ

◇提案理由

公立大学法人宮崎公立大学が徴収する料金の上限の変更を認可することについて、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

公立大学法人宮崎公立大学が新たに実施するリカレント教育プログラム講座の受講料について、同法人が徴収する料金の上限を1講座30,000円とするもの。

◇概要

過払金の返還を求める反訴（※1）を提起するもの。

※1 反訴とは、係属中の訴訟（※2）で被告となっている者が、同一の訴訟手続内で原告を相手方として提起する訴えをいう。

※2 本件において、反訴被告が市に対して提起した、本議案で返還を求める障害児通所給付費に係る過払金の一部のみを対象として、当該過払金の不当利得返還債務が存在しないことの確認を求める訴訟（宮崎地方裁判所令和3年（ワ）第171号債務不存在確認請求事件）が係属中である。

◇請求の要旨

- （1） 反訴被告は、市に対し、金5041万6026円及びこれに対する令和2年10月21日から支払済みまでの遅延損害金を支払え。
- （2） 訴訟費用は、反訴被告の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

◇訴訟遂行の方針

判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。

議案第162号から議案第168号まで 条例案（7件）

議案第162号 宮崎市個人情報保護条例の一部改正について

【総務法制課】

◇提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

個人情報を訂正した場合の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。（第24条の2）

◇施行期日

公布の日

議案第163号 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

【情報政策課】

◇提案理由

医療費の助成に関する事務における特定個人情報の利用範囲について、医療保険給付関係情報を追加する等のため。

◇主な内容

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成に関する事務において利用することができる特定個人情報に、「医療保険給付関係情報」を追加する。（別表第2）

◇施行期日

公布の日

議案第164号 宮崎市個人番号カードの利用に関する条例及び宮崎市印鑑条例の一部改正について 【市民課】

◇提案理由

自動交付機を利用して住民票の写し等を交付するサービスを廃止する等のため。

◇主な内容

1 宮崎市個人番号カードの利用に関する条例の一部改正

個人番号カードの利用事務から「自動交付機」を削除し、「利用者操作用端末機（※）」を規定する。（第2条、第3条）

※ 利用者操作用端末機：本市の窓口に設置する端末機で、個人番号カードを使用することにより証明書等の交付を申請する機能を有するもの。

2 宮崎市印鑑条例の一部改正

印鑑登録証明書の交付方法から、「自動交付機」を削除し、「利用者操作用端末機」を規定する。（第14条）

◇施行期日

公布の日

議案第165号 宮崎市手数料条例の一部改正について

【情報政策課、保健医療課、保健衛生課、建築行政課】

◇提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 マイナンバー法の規定に基づく事務（別表の3）

【情報政策課】

マイナンバー法の改正により、個人番号カードの発行に係る事務を地方公共団体情報システム機構が行うこととされたため、個人番号カード再交付手数料の規定について全て削除する。

2 法令等の改正に伴う所要の改正（別表の26、別表の29、別表の36）

【保健医療課、保健衛生課、建築行政課】

法令等の改正に伴い、関係条文の条項ずれの改正等を行う。

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

保護施設の設備及び運営の基準に係る本市の独自基準を明確にするため。

◇主な内容

1 保護施設の設備及び運営の基準

(1) 宮崎市の独自基準

ア 非常災害対策（第3条後段）

東日本大震災を踏まえ、「火災のほか、施設の立地環境に応じ、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象等による非常災害に関する具体的計画を立てる」とし、具体的な災害の種類等を追加する。

イ 医療保護施設の運営（第4条）

医療保護施設は、医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

(2) その他の基準（第3条前段）

(1)に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）の定めるところによる。

2 検討（附則第3項）

省令その他この条例に関連する法令の規定が改正されたときは、速やかに、この条例の改正の可否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、安全で安心な地域社会の実現に寄与するため。

◇主な内容

1 定義（第2条）

「客引き行為等」とは、公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

- (1) 客引き行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為。以下同じ。）
- (2) 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為）
- (3) 勧誘行為（通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為。以下同じ。）
- (4) 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為）

2 客引き行為等禁止区域の指定（第6条）

市長は、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定することができる。

3 禁止区域内における客引き行為等の禁止（第7条）及び客引き行為を用いた営業の禁止（第8条）

- ・ 何人も、禁止区域内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。
- ・ 事業者等は、客引き行為をした者等から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならない。

4 指導（第9条）、警告（第10条）、命令（第11条）及び公表（第12条）

- ・ 市長は、第7条及び第8条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認める者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を指導することができる。
- ・ 市長は、指導を受けた者が更に当該指導に係る違反行為をしていると認めるときは、当該違反行為をしてはならない旨を警告することができる。
- ・ 市長は、警告を受けた者が更に当該警告に係る違反行為をしていると認めるときは、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。
- ・ 市長は、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、命令を受けた者の氏名及び住所等を公表することができる。

5 報告の徴収（第16条）及び立入調査等（第17条）

- ・ 市長は、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者に対し

、必要な報告を求めることができる。

- ・ 市長は、指導、警告及び命令を行うため必要があるときは、当該職員に、違反行為をした者の事務所等に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、質問をさせ、文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

6 罰則（第19条）及び両罰規定（第20条）

次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する（両罰規定あり）。

- (1) 命令に違反した者
- (2) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

7 その他

このほか、「市の責務（第3条）」、「市民等及び事業者等の責務（第4条）」、「禁止区域における地域団体の責務等（第5条）」、「土地等の所有者等への通知（第13条）」等について規定。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和4年1月1日）

◇提案理由

助成措置について見直しを行い、より一層の企業立地の促進並びに雇用機会の創出及び拡大を図るため。

◇主な内容

1 宮崎市企業立地促進条例の全部改正

(1) 題名及び目的の改正

企業立地の促進に加えて、雇用の場を創出するための施策をより一層展開するため、条例の目的に「雇用機会の創出及び拡大」を追加する。これに伴い条例の題名を「宮崎市企業立地促進条例」から「宮崎市企業立地の促進等に関する条例」に改める。

(2) 交付対象事業者等の名称の改正

助成金の交付の対象となる事業者の名称を「設置者」から「対象事業者」に、対象となる事業の種類を「研究開発等」から「情報通信等」に改める。

2 宮崎市企業開発委員会条例の一部改正（附則による改正）

企業開発委員会が調査、審議する事項について、「企業の設置奨励に関すること」から「宮崎市企業立地の促進等に関する条例第4条第1項の助成金の交付に係る指定に関すること」に改める。

◇施行期日

令和3年10月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

報告第26号 令和2年度宮崎市内部統制評価報告書

【行政経営課】

◇概要

地方自治法第150条第6項の規定により、令和2年度宮崎市内部統制評価報告書を監査委員の意見をつけて議会に提出するもの。

<提出書類>

- ・ 令和2年度宮崎市内部統制評価報告書
- ・ 令和2年度宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

報告第27号 令和2年度宮崎市一般会計継続費精算報告書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<一般会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象 年度	全体計画額 ①	支出済額 ②	差 ①-②
25 衛生費 15 清掃費	佐土原一般廃棄物埋立処理場再構築事業	R1 ~R2	484,000,000	482,195,137	1,804,863

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<公共下水道事業会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①-②
1下水道事業 資本的支出 1建設改良費	大淀処理場沈砂池機械設備改築事業	R1 ~R2	202,500,000	193,624,405	8,875,595
	大淀処理場管理本館受変電設備改築事業	R1 ~R2	215,535,000	207,016,510	8,518,490
	大淀処理場沈砂池外電気設備改築事業	R1 ~R2	154,600,000	149,600,000	5,000,000
	櫛中継ポンプ場流入ゲート改築事業	R1 ~R2	27,388,000	20,779,000	6,609,000
	櫛中継ポンプ場電気計装設備改築事業	R1 ~R2	274,830,000	269,830,000	5,000,000

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

<健全化判断比率>

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.8 (25.0)	46.7 (350.0)

※1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

※2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※3 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

<資金不足比率>

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—	田野病院事業会計	—
工業用水道事業会計	—	卸売市場特別会計	—
公共下水道事業会計	—	公設合併処理浄化槽事業 特別会計	—
農業集落排水事業会計	—	宅地造成事業特別会計	—

※1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示す。

※2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20%」である。

報告第31号から報告第34号まで 経営状況の報告（4件）

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

【報告第31号】 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和2年度事業報告書及び決算書令和3年度事業計画書及び収支予算書	【企画政策課】
【報告第32号】 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和2年度事業報告書及び決算書令和3年度事業計画書及び収支予算書	【教育委員会 生涯学習課】
【報告第33号】 公益財団法人宮崎市体育協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和2年度事業報告書及び決算書令和3年度事業計画書及び収支予算書	【スポーツランド推進課】
【報告第34号】 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和2年度営業報告書令和3年度事業計画書	【公園緑地課】

報告第35号 公立大学法人宮崎公立大学の令和2年度業務実績に関する評価結果について **【企画政策課】**

<p>◇概要</p> <p>地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の令和2年度業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。</p> <p>＜提出書類＞</p> <ul style="list-style-type: none">公立大学法人宮崎公立大学令和2年度業務実績に関する評価結果
--

報告第36号及び報告第37号 専決処分の報告（2件）

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故）

報告第36号・報告第37号 専決処分の報告について

【報告第36号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方が舗装部分と未舗装部分の段差に足を取られて転倒し、相手方の人身傷害が生じた。
《事故発生日》	令和3年3月8日
《事故の場所》	宮崎市花ヶ島町鴨ノ丸880番2先道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 73,707円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市30%、相手方70%
【報告第37号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車道路の穴ぼこに乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和3年5月20日
《事故の場所》	宮崎市大字瓜生野5412番1先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 8,415円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%